

No. 206
2021.9

ねば
広報

私たちの村

人口と世帯 令和3年8月31日現在

総人口	887人
男	430人
女	457人
世帯数	413世帯

村の木 すぎ

村の花 岩つつじ

発行 根羽村役場
〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村2131-1
TEL 0265-49-2111 FAX 0265-49-2277

ホームページアドレス <http://www.nebamura.jp>
メールアドレス info@nebamura.jp
印刷 龍共印刷株式会社



西部コミュニティバスの車輛が
更新されました。

※詳細は7ページ

9月号の主な内容

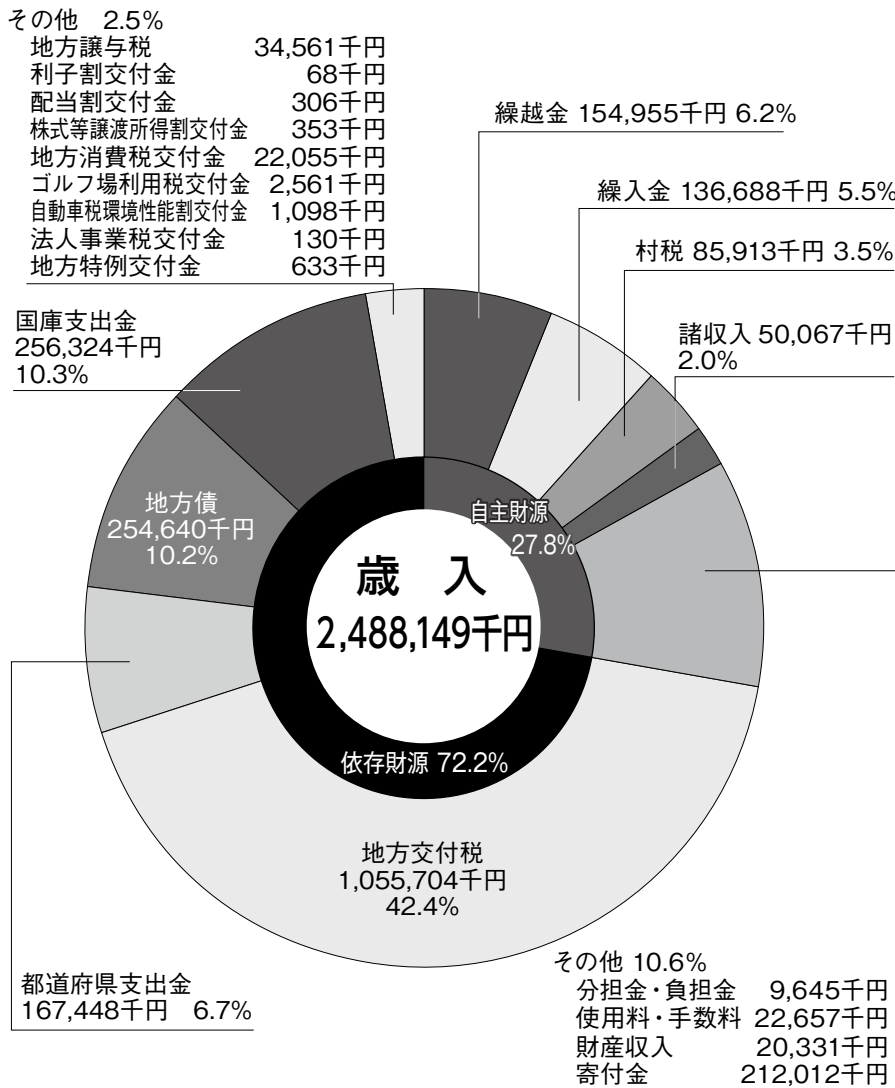
- 令和2年度決算 …… 2～3ページ
- 議会だより …… 4～5ページ
- 令和2年度決算に基づく健全化比率の公表 他… 6ページ
- 西部コミュニティバスの更新 他… 7ページ
- 敬老会 他 …… 8ページ
- 柔道整復師・鍼灸師等にかかる時の注意… 9ページ
- マイナポイントの申請をしていない方へ 他… 10ページ
- 横旗自治会が表彰されました 他… 11ページ
- 保育所運動会 他 …… 12ページ

23億1,928万円

令和2年度の一般会計及び6特別会計の決算が9月定例村議会で認定されました。

一般会計と6特別会計の歳出総額は27億6000万円、前年対比13.3%の増となりました。

ここで、村の会計簿であり、村づくりの記録でもある令和2年度普通会計（一般会計と村営バス特別会計）の決算概要をお知らせします。



まず、歳入の状況をみますと、依存財源の比率は72.18%で、このうち地方交付税が全体の42.4%（対前年比5.3%増）、国庫支出金が10.3%（対前年比107.2%増）県支出金が6.7%（対前年比54.9%増）となっています。

自主財源の比率は27.82%のうち村税は3.5%となっています。

次に歳出ですが、性質別にみますと、普通建設事業費が26.9%（対前年比25.0%増）次いで物件費16.8%（対前年比1%増）、公債費（起債償還）16.1%（対前年12%増）補助費が13.4%（対前年比65.7%増）となっています。

次に主な事業内容ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

として1億27万4000円（ワーケーション拠点施設改修・トレセン改修・プレミアム商品券補助など）、特別定額給付金8850万円、ふるさと納税事務委託費8769万4000円、茶臼山サニタリー棟建設工事4950万円、村営住宅建設工事4917万円などとなっています。

◇一般会計・特別会計収支の状況 (単位：金額=千円、率=%)

	予算現額	収入済額	対前年比	支出済額	対前年比	差引
一般会計	2,543,655	2,470,369	16.7%	2,304,007	17.3%	166,362
バス会計	19,396	21,202	8.7%	18,693	10.0%	2,509
繰入金調整		△3,422	6.9%	△3,422	6.9%	0
普通会計計		2,488,149	16.6%	2,319,278	17.2%	168,871
国保	89,765	78,359	△17.1%	78,240	△16.5%	119
簡易水道	66,266	62,946	△5.5%	62,946	△5.5%	0
下水道	68,182	63,944	5.3%	63,944	5.3%	0
介護保険	225,762	221,938	0.0%	221,698	0.2%	240
後期高齢者	17,760	17,336	△3.4%	17,336	△3.4%	0
合計	2,647,528	2,932,672	13.0%	2,763,442	13.3%	169,230

決算概要 令和2年度

普通会計の歳出総額



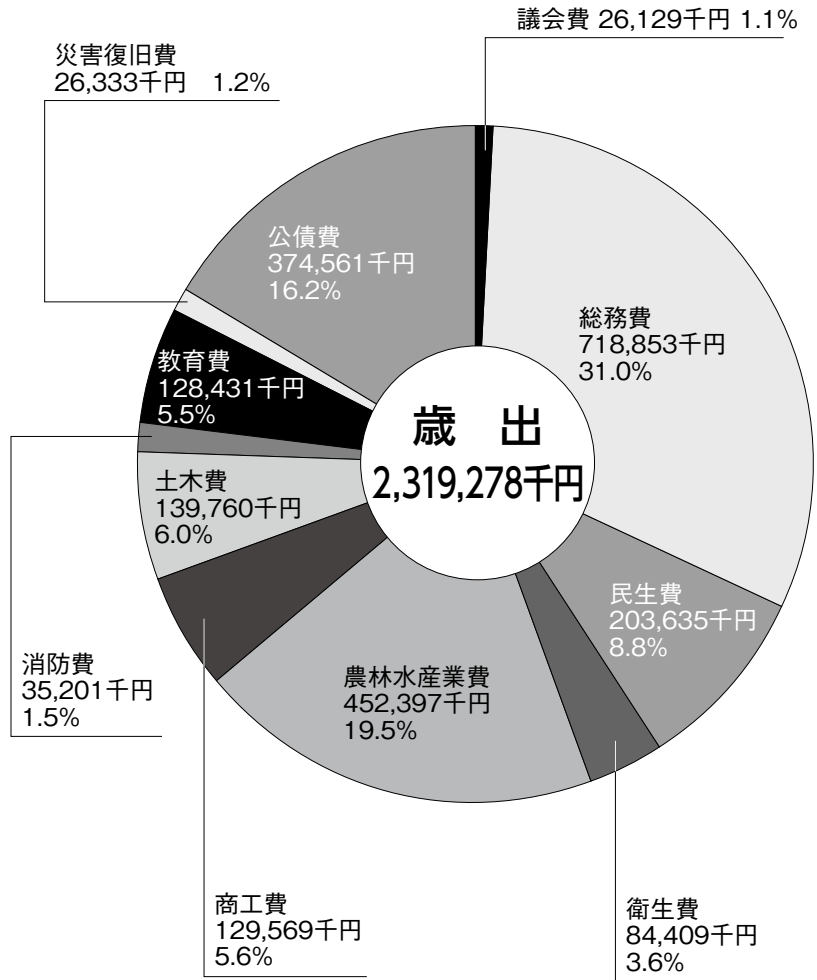
ワーケーション施設



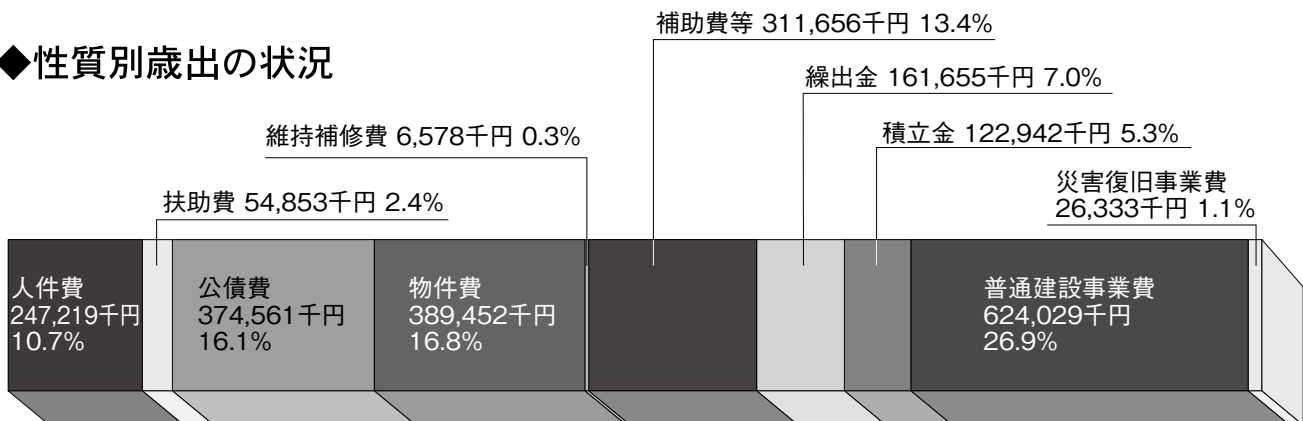
トレーニングセンター改修



茶臼山サニタリー棟



◆性質別歳出の状況



議会だより

9月定例会

令和3年度一般会計予算等 14議案について審議

9月7日・14日の2日間にわたり9月定例会が開催されました。内容については、次のとおりです。

一般質問

◆片桐康孝議員

質問 相続の現状と課題について

一般的に相続漏れで複雑化した場合には相当な経費がかかります。相続漏れ、複雑化を防ぐため、次の点について質問する。・当村には登記業務のシステムはないが相続漏れが有る事を村民個人に周知する事は可能か・相続漏れの対象者に費用の一部を補填する事は可能か

回答 これまで相続登記は当事者の任意に任されていた。当村のみならず議員の仰るとおり登記されないまま放置された土地が全国的に増えていると聞いている。所有者の不明土地も非常に多く、資料によると全国で、九州全体の面積も超える410万ha余あるとも言われている。さらに2040年頃には倍近い720万haになるのではと言われている。不明土地が増えることで、例えば、国や自治体が公共用地として買取できない、災害時の対策工事が進められない等の問題が発生する可能性がある。また民間同士でも売買ができず、その土地の活用ができない等の問題が生じてきてい

るのはご承知のことと思う。こうしたことからは所有者不明の土地の発生を防ぐための仕組みや所有者不明の土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備するために相続登記や所有者の氏名、又は名称及び住所の変更登記の義務化について検討がなされ、今年の4月に相続登記の義務化を含む改正不動産登記法、改正民法、新しい法律として相続土地国庫帰属法が可決、成立した。

この法律は令和6年頃までの施行を目指していると言われている。登記に関する法改正が施行された場合の概略としては、一つ目として相続等で不動産を取得したことを知った日から3年以内の相続登記の義務化。これを怠った場合は10万円以下の過料が科せられることとなる。これは法改正以前に登記名義人が死亡している不動産も対象となる。二つ目として不動産登記名義人の氏名、名称、住所の変更があった場合の2年以内の変更登記の義務化。これについても怠った場合は過料が科せられる。三つ目として法務局による所有者情報取得の新しい仕組みとして、不動産登記の場合に生年月日等の情報が法務局へ提供されるようになる。四つ目としては、相続放棄が認められれば、相続時に不要な資産の所有権だ

けを放棄する事も可能となり、例えば不要な土地は相続しなくてもよくなると思われる。当村の場合、議員ご指摘の通り昔から組山等に代表されるような共有林が多く存在して、十分に定めて登記されている場合の相続登記漏れがあること、また評価額の合計が30万円未満の土地や20万円未満の建物については固定資産税が減免となっており固定資産税の通知が送付されないため相続人がその存在を把握せずに相続登記がされないケースもあり、当村でも所有者が村民、あるいは村外の方を問わずに共有を含めると現実的には所有者不明の土地といえるのは多くあるのではないかと理解している。村としては固定資産税の適正な賦課、徴収のためにも相続人、若しくは納税管理人の把握は大変重要であると理解している。特に所有者が死亡した場合には可能なかぎり適正な相続登記がされることを望むところである。ただ相続に関しましては場合によっては身内内で係争に発展する場合も含んでおり、デリケートな問題も含んでおり、基本的には各個人、各家庭の問題であると理解している。村としてはこれまでも個人の責任で相続登記を進めてきていたのだいた事、あるいは組山等の取扱いの適正を図るために地区が地縁団体となっていた地区として山林を所有するよう手続きを進める等、それぞれの努力で対応しているケースもある事を考慮すると相続登記に関して村から

積極的な情報を提供することや、あるいは相続登記に必要な経費の一部を補助することについては現状では難しい問題があるのではないかと理解している。

質問 「プレミアム付商品券のプレミアム率の引き上げについて」

新型コロナウイルスの影響の長期化による村民不安の増、家計への逼迫を考慮し、コロナ対策の一貫として発行されている商工会プレミアム券のプレミアム率の更なる引き上げ（現行20%を30%に）は可能か

回答 プレミアム付き商品券については歴史がある事業で平成19年から実施してきた。基本的には村内での消費拡大を図る事が、経済循環を起こして地域内の産業が活性化するというもので、この事業の基本的な考え方としては販売総額を増やしていくことが重要であるとして商工会と村で取り組んできた。

そんな中、昨年新型コロナウイルス感染症によって大きく経済活動が落ち込んだことにより、より一層の消費喚起を図るために後期の販売分からプレミアム率を10%から20%に引き上げて利用の促進を図ってきた。今年度も年間販売額を5千万円としてプレミアム率を20%として販売を行った。当初前期の販売額を2千万円、後期の販売額を3千万円として計画したが、前期の販売が好調であったことから前期の販売を2千500万円に前倒して販売をした。また後期については商工会とも情報交換をする中で需要額が見込

まれるために、販売総額を当初5千万円から1千万円増やして、総額で6千万円にしている。プレミアム率については20%から30%への引き上げについては、購入者としてはプレミアム率が高ければ高い方が徳となるわけだが、まず村内での販売総額を増やす事が村内経済の循環に繋がると考えるが、販売額については拡大が図ればと考えている。プレミアム率の引き上げについては、一時的には非常に効果があると思うが、それを継続して実施するには、高くなればなるほど難しい問題となっていく、この事業自体が萎縮してしまうのが非常に懸念される。今はコロナの影響で倍の20%まで伸ばしているが、今後長期的な視野にたつた上でプレミアム率をどこまで上げていくのが適正なのかについては商工会の皆さん、また議会の皆さん、それぞれ慎重に意見を伺う中で検討していく必要があると考える。

◆石原理好議員

質問 大杉公園の観光事業整備と農業振興の両立を図ることはできないか

①大杉公園の河川敷の見通しと景観の手入れ、遊歩道の設置、駐車場のスロープの必要性等大杉公園の整備について
②農産物の直売所の創設、地元で生産された農作物の販売、加工食品を販売し観光事業と両立を図ることはできないか

③観光施設、農業振興施設どちらでもよいが補助事業対象にならないか

回答 ①大杉公園の整備については地元からの要望で平成21年に大杉周辺の魅力作り委員会を立ち上げて検討を開始してきた。平成24年に全体的な基本設計、また用地の取得をし、平成25年から駐車場、トイレ、根羽峡大橋、遊歩道等の整備を行い平成27年の3月に施設整備が完成した。平成26年には豪雪災害が根羽村を襲ったが、その翌年度平成27年に豪雪によって被害を受けた月瀬の大杉の再生事業を実施し樹勢の回復工や植生の管理工、囲い柵等を実施した。また平成29年には村民の皆さんに参加いただき大杉公園の植樹祭を実施し大杉苗の植樹、山野草、広葉樹等を約3千本植樹した。そういった整備をする中で令和元年から2年にかけては大杉公園の裏山を個人の方から寄付をいただき、その部分を地植えし、今年の春に桜の植栽を行い、今後も継続して裏山の整備を進めていく段取りになっている。また吊り橋から河川を見渡す景観についてもビューポイントとして理解しており、平成30年と令和元年で地元の有志の皆さんで村の地域づくり支援金を活用いただき河川敷の景観整備を実施していただいた。今年度は地元で協議会を作っていたがき県、里山整備事業を利用し矢作川沿いの竹林、森林整備を計画している。吊り橋から河川に下りていく

遊歩道はご承知のように急な歩道となっております。将来的にはそれは課題がある。将来的にはそういった部分の整備も必要だと考へる。あわせて駐車場のスロープについては車椅子の方が駐車場から降りていくためのつづら折りになっており、引き続き必要があると考えます。

②観光案内所のような、核になるものは必要であると理解している。また大杉公園を整備した後、地元の方から農産物等の販売所整備についてもお話があった。ただ施設内に固定の建物、施設を設置すると維持費や固定費が非常に懸念される。そういった事も踏まえ地元の皆さんが中心となつての販売組織があり、現在はテントを設置して野菜等の販売をしている。これについては全て地元の皆さんで運営しており、平成27年にテントや机、椅子等の備品については県の元気づくり支援金を活用して整備をしていただいた経過がある。それぞれ有効に使っていただいております。議員さんから夏にとうもろこしの販売をしたとの話があったが、地元以外の皆さんの出店についても、地元の代表に連絡し販売ができる仕組みになっていないかと聞いています。この施設を有効に使っていただき農産物や加工品の販売ができるのと良いと考へる。地元で生産された農産物や加工品の販売については農業振興や農家の育成に大きく寄与するものである。ただこれを大杉公園一箇所

設置するのは、固定費や維持費の関係、利用者や売上げ計画といった事について慎重に計画と検討する中でどういった施設が必要となるか検討する必要であると考えます。様々な機会を通じてご意見をいただく中で村主導になるのか地域主導になるのか含めて検討がなされていく様村としてもできる限りの応援、協力をしていく。

③まずどういったものが必要であるのか、何処にどの程度の規模のものが必要か、さらにどういった人が利用して、誰が管理していくのか、そういった大きな部分をしっかりと検討して総合的な計画を作る必要があると考へる。設置場所についても大杉公園であるのか別の場所であるのかも含めて検討をする必要があると考へる。そうした計画が出来上がった段階で、それぞれ農林水産省に限らず、国交省や色々な事業、メニューはあると思うので、そこに見合う形の事業を導入していく形になろうかと考へる。補助事業に関しても様々な細かい条件があると思うが、それがしっかりと公共性が認められるとか、あるいは将来計画があるとか、そういった部分をクリアできれば補助事業としては採択される可能になると考へる。まずはどういった施設が必要とされているのかを含め、しっかりと計画をたてながら、農産物の加工施設についても、どういった施設が必要か等、まだまだこれから議論の余地があると思う。販売所についても

設置するのは、固定費や維持費の関係、利用者や売上げ計画といった事について慎重に計画と検討する中でどういった施設が必要となるか検討する必要であると考えます。様々な機会を通じてご意見をいただく中で村主導になるのか地域主導になるのか含めて検討がなされていく様村としてもできる限りの応援、協力をしていく。

③まずどういったものが必要であるのか、何処にどの程度の規模のものが必要か、さらにどういった人が利用して、誰が管理していくのか、そういった大きな部分をしっかりと検討して総合的な計画を作る必要があると考へる。設置場所についても大杉公園であるのか別の場所であるのかも含めて検討をする必要があると考へる。そうした計画が出来上がった段階で、それぞれ農林水産省に限らず、国交省や色々な事業、メニューはあると思うので、そこに見合う形の事業を導入していく形になろうかと考へる。補助事業に関しても様々な細かい条件があると思うが、それがしっかりと公共性が認められるとか、あるいは将来計画があるとか、そういった部分をクリアできれば補助事業としては採択される可能になると考へる。まずはどういった施設が必要とされているのかを含め、しっかりと計画をたてながら、農産物の加工施設についても、どういった施設が必要か等、まだまだこれから議論の余地があると思う。販売所についても

設置するのは、固定費や維持費の関係、利用者や売上げ計画といった事について慎重に計画と検討する中でどういった施設が必要となるか検討する必要であると考えます。様々な機会を通じてご意見をいただく中で村主導になるのか地域主導になるのか含めて検討がなされていく様村としてもできる限りの応援、協力をしていく。

③まずどういったものが必要であるのか、何処にどの程度の規模のものが必要か、さらにどういった人が利用して、誰が管理していくのか、そういった大きな部分をしっかりと検討して総合的な計画を作る必要があると考へる。設置場所についても大杉公園であるのか別の場所であるのかも含めて検討をする必要があると考へる。そうした計画が出来上がった段階で、それぞれ農林水産省に限らず、国交省や色々な事業、メニューはあると思うので、そこに見合う形の事業を導入していく形になろうかと考へる。補助事業に関しても様々な細かい条件があると思うが、それがしっかりと公共性が認められるとか、あるいは将来計画があるとか、そういった部分をクリアできれば補助事業としては採択される可能になると考へる。まずはどういった施設が必要とされているのかを含め、しっかりと計画をたてながら、農産物の加工施設についても、どういった施設が必要か等、まだまだこれから議論の余地があると思う。販売所についても

設置するのは、固定費や維持費の関係、利用者や売上げ計画といった事について慎重に計画と検討する中でどういった施設が必要となるか検討する必要であると考えます。様々な機会を通じてご意見をいただく中で村主導になるのか地域主導になるのか含めて検討がなされていく様村としてもできる限りの応援、協力をしていく。

③まずどういったものが必要であるのか、何処にどの程度の規模のものが必要か、さらにどういった人が利用して、誰が管理していくのか、そういった大きな部分をしっかりと検討して総合的な計画を作る必要があると考へる。設置場所についても大杉公園であるのか別の場所であるのかも含めて検討をする必要があると考へる。そうした計画が出来上がった段階で、それぞれ農林水産省に限らず、国交省や色々な事業、メニューはあると思うので、そこに見合う形の事業を導入していく形になろうかと考へる。補助事業に関しても様々な細かい条件があると思うが、それがしっかりと公共性が認められるとか、あるいは将来計画があるとか、そういった部分をクリアできれば補助事業としては採択される可能になると考へる。まずはどういった施設が必要とされているのかを含め、しっかりと計画をたてながら、農産物の加工施設についても、どういった施設が必要か等、まだまだこれから議論の余地があると思う。販売所についても

設置するのは、固定費や維持費の関係、利用者や売上げ計画といった事について慎重に計画と検討する中でどういった施設が必要となるか検討する必要であると考えます。様々な機会を通じてご意見をいただく中で村主導になるのか地域主導になるのか含めて検討がなされていく様村としてもできる限りの応援、協力をしていく。

③まずどういったものが必要であるのか、何処にどの程度の規模のものが必要か、さらにどういった人が利用して、誰が管理していくのか、そういった大きな部分をしっかりと検討して総合的な計画を作る必要があると考へる。設置場所についても大杉公園であるのか別の場所であるのかも含めて検討をする必要があると考へる。そうした計画が出来上がった段階で、それぞれ農林水産省に限らず、国交省や色々な事業、メニューはあると思うので、そこに見合う形の事業を導入していく形になろうかと考へる。補助事業に関しても様々な細かい条件があると思うが、それがしっかりと公共性が認められるとか、あるいは将来計画があるとか、そういった部分をクリアできれば補助事業としては採択される可能になると考へる。まずはどういった施設が必要とされているのかを含め、しっかりと計画をたてながら、農産物の加工施設についても、どういった施設が必要か等、まだまだこれから議論の余地があると思う。販売所についても

設置するのは、固定費や維持費の関係、利用者や売上げ計画といった事について慎重に計画と検討する中でどういった施設が必要となるか検討する必要であると考えます。様々な機会を通じてご意見をいただく中で村主導になるのか地域主導になるのか含めて検討がなされていく様村としてもできる限りの応援、協力をしていく。

③まずどういったものが必要であるのか、何処にどの程度の規模のものが必要か、さらにどういった人が利用して、誰が管理していくのか、そういった大きな部分をしっかりと検討して総合的な計画を作る必要があると考へる。設置場所についても大杉公園であるのか別の場所であるのかも含めて検討をする必要があると考へる。そうした計画が出来上がった段階で、それぞれ農林水産省に限らず、国交省や色々な事業、メニューはあると思うので、そこに見合う形の事業を導入していく形になろうかと考へる。補助事業に関しても様々な細かい条件があると思うが、それがしっかりと公共性が認められるとか、あるいは将来計画があるとか、そういった部分をクリアできれば補助事業としては採択される可能になると考へる。まずはどういった施設が必要とされているのかを含め、しっかりと計画をたてながら、農産物の加工施設についても、どういった施設が必要か等、まだまだこれから議論の余地があると思う。販売所についても

設置するのは、固定費や維持費の関係、利用者や売上げ計画といった事について慎重に計画と検討する中でどういった施設が必要となるか検討する必要であると考えます。様々な機会を通じてご意見をいただく中で村主導になるのか地域主導になるのか含めて検討がなされていく様村としてもできる限りの応援、協力をしていく。

③まずどういったものが必要であるのか、何処にどの程度の規模のものが必要か、さらにどういった人が利用して、誰が管理していくのか、そういった大きな部分をしっかりと検討して総合的な計画を作る必要があると考へる。設置場所についても大杉公園であるのか別の場所であるのかも含めて検討をする必要があると考へる。そうした計画が出来上がった段階で、それぞれ農林水産省に限らず、国交省や色々な事業、メニューはあると思うので、そこに見合う形の事業を導入していく形になろうかと考へる。補助事業に関しても様々な細かい条件があると思うが、それがしっかりと公共性が認められるとか、あるいは将来計画があるとか、そういった部分をクリアできれば補助事業としては採択される可能になると考へる。まずはどういった施設が必要とされているのかを含め、しっかりと計画をたてながら、農産物の加工施設についても、どういった施設が必要か等、まだまだこれから議論の余地があると思う。販売所についても

設置するのは、固定費や維持費の関係、利用者や売上げ計画といった事について慎重に計画と検討する中でどういった施設が必要となるか検討する必要であると考えます。様々な機会を通じてご意見をいただく中で村主導になるのか地域主導になるのか含めて検討がなされていく様村としてもできる限りの応援、協力をしていく。

条例

大きいものか、拠点ごとに整備していくのが良いのかということも含めて議論の余地があると考えます。そういった議論をしっかりとしていく中で施設の必要性、導入について検討をしていきたい。

◆根羽村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

◆根羽村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
国の法律等の改正に伴い条例の制定及び改正がされました。

補正予算

◆令和3年度根羽村一般会計補正予算(第3号)
ネバーランド井戸修繕・乳製品調合タンク修繕等により、1億4941万円を追加し、総額19億2871万2千円余となりました。

◆令和3年度根羽村下水道特別会計補正予算(第1号)
根羽処理場機器更新等により、413万3千円を追加し、総額7363万3千円余となりました。

決算

◆令和2年度根羽村一般会計歳入歳出決算の認定

◆令和2年度根羽村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
定

◆令和2年度根羽村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定

◆令和2年度根羽村下水道特別会計歳入歳出決算の認定
◆令和2年度根羽村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
◆令和2年度根羽村営バス特別会計歳入歳出決算の認定
◆令和2年度根羽村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
一般会計並びに6特別会計の決算審査が行われ、全7会計について原案どおり認定されました。

報告事項

◆令和2年度根羽村財政健全化判断比率について

人事

◆教育長の任命につき同意を求めること
下井敦志氏の任命について同意がされました。

その他

◆根羽村過疎地域持続発展計画の策定
令和7年度まで、5ヶ年間の過疎地域の持続的な発展について計画が策定されました。

意見書

◆コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
採択



令和2年度決算に基づく 健全化比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により健全化判断比率の公表をします。

指標名	根羽村の数値			早期健全化基準	財政再生基準
	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算		
実質赤字比率(%)	—	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率(%)	—	—	—	20.0	30.0
実質公債比率(%)	3.6	5.7	7.3	25.0	35.0
将来負担比率(%)	—	—	—	350.0	

※実質公債比率以外はマイナスのため該当なし

各数値とも、基準を下回っています。今後も、経費の節減や繰上償還を実施するなど、健全な財政運営を目指します。

各数値の内容は次のとおりです。

① **実質赤字比率**
一般会計と村営バス会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表したものです。

② **連結赤字比率**
全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表したものです。

③ **実質公債比率**
全ての会計を対象とした元利償還金等や一部事務組合負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められる者等の標準財政規模に対する比率を表したものです。

④ **将来負担比率**
全ての会計と一部事務組合や三セク等を含めた将来的に負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表したものです。

根羽村の人事行政の運営等の状況を公表します

1. 職員数の状況

(2年4月1日現在)

年度	一般行政									特別行政	公営企業等			総計
	議会	総務	税務	農林	商工	土木	民生	衛生	小計	教育	下水道	その他	小計	
2		7	1	4		2	2	3	19	7		1	1	27
3		6	2	4		2	3	2	19	8		1	1	28
	0	△1	1	0	0	0	1	△1	0	1	0	0	0	1

職員の任免状況 新規採用：2人(R2.4.1付)(R3.4.1付) 退職：1人(R2.4.30付)

2. 職員の給与の状況

普通会計決算

※人件費には、議員報酬等各種委員報酬を含む

区分	歳出総額	人件費	内給与費			人件費比率
			給料	職員手当	小計	
2年度	2,319,278	247,219	83,939	40,598	124,537	10.7%

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- ① 1日の勤務時間 8:30～17:15 7時間45分
- ② 1週間の勤務時間 38時間45分
- ③ 勤務時間を割り振らない日 土曜日及び日曜日
- ④ 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日
- ⑤ 休暇の種類 年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

該当なし

5. 職員の服務状況

良好

6. 職員の研修等の状況

長野県職員研修センター主催研修等各種研修に参加

7. 職員の福利及び利益の保護の状況

- ① 加盟団体
根羽村職員互助会・長野県市町村職員互助会
- ② 公費負担状況
根羽村職員互助会 20万円
長野県市町村職員互助会 24万6千円

8. 下伊那郡公平委員会報告

勤務条件に関する措置要求 該当なし
不利益処分による不服申し立て 該当なし



西部コミュニティバスの車両が更新されました

西部コミュニティバスの車両については、平成28年に更新され、運行してきましたが、走行距離が40万キロを超え、故障も多くなってきたため令和3年度事業で車両の更新を行いました。

新しい車両は、前車と同様、29人乗りの四輪駆動車とし、今回の更新にあたり、長野県地域発元気づくり支援金を活用し、初めて車輛へのラッピングを行いました。

ラッピングのデザインは、阿智村、平谷村、根羽村の高校生以下の皆さんから募集し、応募のあった20点の中から選ばれた二点を基に作られました。

一点は、星空を背景に三村のキャラクターが描かれたデザイン、もう一点は、三村の特徴を捉え、根羽村の森林、平谷村のひまわり、阿智村のハナモモがデザインされたものとなりました。

西部コミュニティバスは年末年始を除き、毎日運行していますので、是非御利用ください。



不動産取得税について

不動産所得税とは

不動産(土地・家屋)を、売買、競売、贈与、交換、新築、増築、改築などによって取得したときに、都道府県に納めていただく税金です。

「不動産の取得」とは、不動産の所有権を取得することであり、取得の理由や有償・無償の別、登記の有無、取得後の保有期間を問いません。したがって、等価交換など経済的利益が発生しない取得、贈与税が発生しない夫婦間贈与や相続時精算課税制度を利用した贈与による取得、未登記不動産の取得等であっても、所有権の取得の事実があれば課税対象となります。

税額の計算方法

課税標準額(税額計算の基礎となる額) × 税率 として計算します。

○課税標準額

原則として、市町村の「固定資産課税台帳に登録されている評価額」です。不動産の購入価格や建築価格ではありません。また、新たに建築(新築、増築、改築)された家屋や地目変更を伴う土地などは「固定資産評価基準」によって評価額を決定します。

■宅地及び宅地並みに評価された土地(宅地比準地)を取得したときの課税標準額は、評価額の1/2に軽減されます。

■家屋における不動産取得税と固定資産税との評価額の違いについて

- ・不動産取得税(県税) …取得(新築等)時の評価額
- ・固定資産税(市町村税) …取得(新築等)の翌年の1月1日現在の評価額(1年分の減価等を考慮した額)

○税率

家屋	土地	3%
	住宅	3%
	住宅以外	4%

※住宅とは居住するための家屋のうち、別荘以外の家屋をいいます。(特定の人が年間を通じて継続して毎月1泊2日以上居住する家屋はセカンドハウスとして住宅に含まれます。)

免税点

課税標準額が、次の額未満の場合は、課税されません。(不動産を共同取得した場合は、各人の持ち分ごとに適用します。)

家屋	土地	10万円
	新築、増築、改築	23万円
	その他(売買、交換など)	12万円

※1年以内に隣接する土地を取得した場合や、1年以内に一構となるべき家屋を取得した場合は、前後の取得を合わせた額で免税点を適用します。

非課税

次の取得の場合、非課税に該当することがあります。

- ・相続による取得
- ・法人の合併による取得
- ・離婚に伴う財産分与による取得
- ・土地区画整理事業、土地改良事業に係る換地等による取得
- ・保安林、墓地の取得

問い合わせ先

詳しくは、下記の県税事務所にお問い合わせください。受付時間は、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとなります。

南信県税事務所

☎(0265)76-6808 〒396-8666 伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎 2階

敬老会の中止と 根羽村祝敬老 食事券の配布

今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、敬老会を中止しました。村では敬老会招待者250名を対象に高齢者消費促進事業「根羽村祝敬老食事券」一人3千円分を配りました。この食事券は村内の飲食店、食料品店で利用でき、敬老をお祝いするとともに、村内飲食店等の消費拡大を図るものです。利用期限は令和4年1月31日までです。期限内にご利用ください。

また、9月15日から村長、副村長が100歳、米寿を迎えられた方のお祝い、91歳の方への記念写真の贈呈、95歳以上の方の高齢者訪問のため、45世帯のお宅を訪問しました。皆さんとても元気に過ごされており、楽しいひと時を過ごされました。



100歳を迎えられた
日向の原英夫さん
おめでとうございます。

ジェネリック医薬品を利用しよう

病気やケガで医療機関を受診したとき、ジェネリック医薬品を利用すると、薬代の節約となるだけでなく、医療費全体の増加を抑えることができます。ジェネリック医薬品のことを正しく知って、積極的に利用しよう。

効き目は一緒に価格が安い

ジェネリック医薬品は、先に研究開発された薬＝新薬（先発医薬品）と同じ主成分で製造されており、効き目も同じです。新薬よりも開発の費用が低く抑えられるため、新薬よりも3～5割程度安いことが多く、長期に渡る服薬が必要な方や複数の薬を飲み続けなければならない方への経済的な負担が軽減されます。

おためし期間や工夫

これまで使用していた薬をいきなりジェネリック医薬品に変えることに不安がある場合は、試しに使用してみることもできますので、医療機関や薬局に相談ください。

※ジェネリック医薬品には、飲みやすくするために苦みを抑えたり、形状を小さくするなど新薬よりも飲みやすく工夫されたものもあります。

安全基準を満たした安心な薬!!

ジェネリック医薬品は、新薬と同様に国の厳しい審査基準を満たしています。また、品質再評価（第三者が新薬とジェネリック医薬品の品質を評価できる制度）による品質の確認も進んでいます。

使用できない場合もあります

すべての医薬品にジェネリック医薬品が存在するわけではありません。

また、医師の治療方針や体質などによっては、ジェネリック医薬品を使用できないこともあります。

☆変更の仕方：医療機関や薬局に相談しましょう☆

まずは医療機関の窓口で、「ジェネリック医薬品希望」の意思を伝えましょう。処方せんの変更不可欄に「×」や「✓」の記載や医師の署名がなければジェネリック医薬品に変更可能です。使用方法などについては、薬剤師から説明を受けることができます。相談時には、お薬手帳を活用して、お薬手帳は一冊にまとめておきましょう。

※ジェネリック医薬品のくわしい情報は
右記ホームページをご覧ください。

<http://www.generic.gr.jp/>

かんじゃさんの薬箱

検索

柔道整復師・鍼灸師等にかかるときの注意!!!

～正しく施術を受けましょう～

柔道整復師・鍼灸師（接骨院・整骨院など）の施術に国保や健康保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限られていますので、ご注意ください。

正しい利用を心がけて、大切な医療費を無駄づかいしないようにしましょう。

柔道整復師

○ 保険が使える場合

仕事や通勤時以外の急性または亜急性（急性に準ずる）の外傷性傷病の場合は保険が使用できます。

- ◇打撲 ◇ねんざ ◇挫傷（肉離れ等）
- ◇骨折・脱臼の応急手当

※骨折・脱臼は緊急時以外では医師の同意が必要

× 保険が使えない場合

- ◆日常生活の中の疲れや肩こり
- ◆スポーツなどによる肉体疲労
- ◆神経痛（リウマチ・慢性関節炎など）
- ◆加齢による腰痛や五十肩の痛み
- ◆脳疾患後の後遺症などの慢性病
- ◆仕事や通勤途上の負傷 など

※全額自己負担となります。



— POINT —

接骨院や整骨院などで施術を行うのが柔道整復師です。
 「治療」に当たるものですが、エックス線検査や外科的手術、薬剤投与などの医療行為を施すことはできません。

柔道整復師・鍼灸師等による施術費用はいったん全額負担し、あとから申請して一部負担金以外の費用を払い戻してもらうこと（療養費払い）が原則です。
 ただし、地方厚生局と協定（受領委任）を結んでいる施設であれば、窓口で一部負担金を支払うことで施術が受けられます。

同意書用紙を提出してください
 保険を取り扱っている接骨院・整骨院・鍼灸院には、医師の同意書用紙が用意してあります。この同意書を普段かかっているお医者さんに必要事項を記入してもらい鍼灸院等に提出してください。

必ず領収書を受け取りましょう
 柔道整復師等には、領収書の発行が義務づけられています。

マッサージは症状に対する施術
 マッサージは傷病名ではなく、症状に対する施術になります。

鍼灸師等の施術を保険で

○ 受けられる疾患

- ◇神経痛 ◇リウマチ ◇頸腕症候群
- ◇五十肩 ◇腰痛症 ◇頸椎ねんざ後遺症

マッサージの施術を保険で

○ 受けられる症状

- ◇筋麻痺……筋肉が麻痺して自由に動けないような症状
- ◇関節拘縮……関節が硬くて動きが悪い症状

◆注意◆

◇医療機関との重複受診はできません。

同一の負傷について、同時期に柔道整復師又は鍼灸師等と医師に重複してかかることはできません。ただし、負傷の状態を確認するために定期的に医師の検査を受けることはできます。マッサージは施術が長期にわたる場合、定期的に医師の診断と同意が必要です。

◇「療養費支給申請書」の内容を確認しましょう。

国保を扱っている柔道整復師の施術を受ける場合、窓口で保険証を提示し、一部負担金を支払うとともに、「療養費支給申請書」への署名が必要です。施術内容に誤りがないかをきちんと確認してから署名するようにしましょう。

◇施術内容を照会させていただくことがあります。

国保や健康保険で柔道整復師にかかった方に、負傷原因や施術内容などについて照会させていただく場合があります。これは、医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないかを確認するために行いますので、ご協力をお願いいたします。

まだ、マイナポイントの申請をしていない方へ

マイナポイントの申請・お買い物等の期間が延長になりました！

今年4月末までにマイナンバーカードの申請をおこなった方は、令和3年12月末までにマイナポイントの申請、及び、チャージもしくはお買い物をしていただくことで、上限5,000円分のポイントが付与されます。申し込み等にはスマートフォン等が必要となります。役場で申請の支援をしておりますので、ご相談ください。(一部例外あり)

マイナンバーカードの受取について

マイナンバーカードの申請をして、下記の交付通知書(ハガキ)が届いた方は、役場でマイナンバーカードを受け取ることができます。連絡がなく、長期間受け取りに来庁がないと、廃棄となる場合があります。通知書が届いている方で、まだ受け取っていない方は、役場までお越しください。

令和3年10月10日(日)に休日交付を行いますので、よろしければご利用ください。



☆持ち物：交付通知書(ハガキ)、(お持ちであれば)通知カード・住基カード等
※住基カードは廃止手続きをおこないます。

また、写真の不備等により申請書が返送となる場合があります。再度申請が必要な場合は通知が届くようになっております。

再申請が必要な場合は、同封の申請書を使用し再申請していただくか、地方公共団体情報システム機構からの通知書をご持参のうえ役場までご相談ください。なお、スマートフォンで申請した場合は、申請時に入力したメールアドレスに不備の内容を記載したメールが届いている可能性がありますので、メールフォルダをご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ

◎「国民年金の加入と保険料のご案内」特設ページ



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

◀二次元(QR)コード

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

◎ 一部免除に該当となっている皆様

国民年金保険料の一部免除(3/4免除、半額免除、1/4免除)が承認された場合、保険料の一部は支払う必要があります。保険料の一部を未納のままにすると、老齢基礎年金や、いざというときに障害年金・遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。また、納付期限から2年が過ぎると時効となってしまう、納付できなくなってしまう。せっかく承認された免除期間ですので、納め忘れのないよう必ず納付してください。

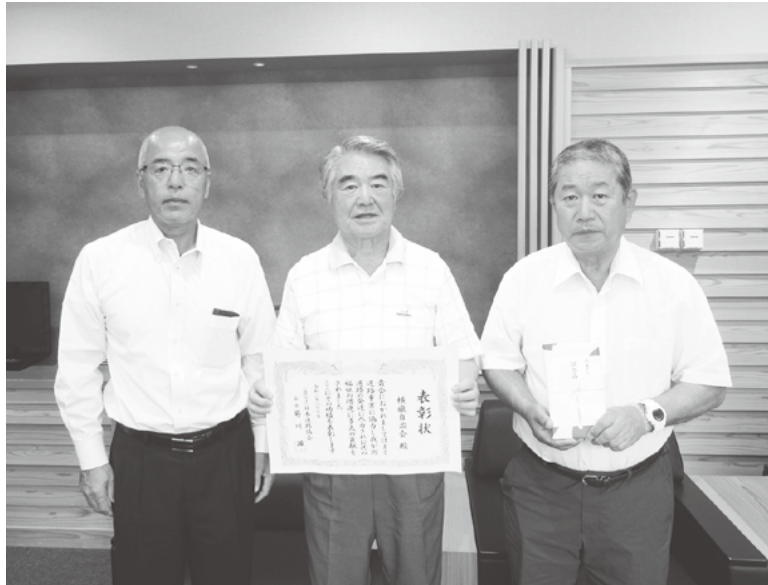
例：『3/4免除』の場合は、保険料の1/4を支払わなければ、未納となってしまいます。

令和3年度保険料では、16,610円のうち免除部分12,460円、納付する金額4,150円

免除される金額 12,460円/月	4,150円/月	← 納付する金額
← 免除前の納付金額 16,610円/月 →		

「限界集落ではあり
す。紹介しま
秀高さんの
メッセージ
して、横旗
自治会坂巻
内では表彰
報告が行わ
れました。
受賞の際

で、開催予定だった表彰伝達式は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となりましたが、8月26日(木)に役場庁舎内で表彰報告会が行われました。



横旗自治会は、平成5年より村内において、国道の除草作業ほか道路の良好な景観を維持するため多岐にわたる活動を行って頂いています。その功績が認められ、公益社団法人日本道路協会から表彰されました。

8月23日(月)に飯田市内で、開催予定だった表彰伝達式は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となりましたが、8月26日(木)に役場庁舎内で表彰報告会が行われました。

横旗自治会が
公益社団法人日本道路協会から
表彰されました



今後の観光協会の活動では、村民の皆様にはご協力いただく場面が多数あるかと思えます。私たちの活動にご理解いただき根羽村の観光振興をともしに行つて参ります。よろしくお願ひ申し上げます。

令和3年4月30日より根羽村観光協会が一般社団法人根羽村観光協会に生まれ変わりました。根羽村全体の経済発展と活性化を図り、村民生活の向上に寄与するため、一般社団法人化し、根羽村の観光事業をより盛り上げていきたいという経緯からこの度の法人化が実行されました。

一般社団法人
根羽村観光協会
が発足されました

「木になるカード」事業をスタートしました

阿智村、平谷村、根羽村の下伊那郡西部3か村地域振興協議会は、3村の古巨木を巡る、「木になるカード」を製作し、7月からカードコンプリート豪華特典プレゼント企画を開始しています。

3村全10種類のカードを集めて、豪華特典を獲得していただけるもので、老若男女誰でもお楽しみいただける企画となっています。根羽村では月瀬の大杉、茶白山パワースポットの長寿のブナ、八柱神社神代スギの3つのカードがあります。カードを入手するためには、じねん亭さんでお食事することやカエル館さんのパワースポットの椅子に座ることなど木一つ一つにあるミッションをクリアしていただくことでカードが貰えます。

皆様もご家族、ご友人とぜひチャレンジしてみてください。

本事業は7月1日よりスタートしています。詳しくは、右記の公式SNSよりご確認ください。

●お問い合わせ
根羽村役場振興課観光係 **(0265-49-2111)**

ツイッター

フェイスブック

インスタグラム

根羽村保育所運動会が行われました

9月17日(金) 根羽村保育所運動会が行われました。今年の運動会は新型コロナウイルス感染症拡大により、無観客で平日開催となりました。当日が降雨の予報であったため園児の皆さんは前日にてる坊主を作り晴天を願っていました。その想いが通じたのか、当日は時には日が差す気持ちの良い秋空の中で運動会を行うことができました。園児の皆さんはこの日に向けて、体操や走り方等たくさん練習し、成果を十分に発揮することができた運動会になりました。来年度は新型コロナウイルスが落ち着き、大勢の保護者や村民の皆さんの前で披露できることを願っています。



魚つかみどり・魚釣り大会

令和3年7月17日(土)に平瀬橋付近の学童釣場で魚つかみどり・釣り大会が行われました。当日は日差しが強い中での大会となりましたが、児童生徒は気持ち良さそうに川に入り、約1,100匹の放流されたアマゴを、真剣に竿を垂らしアタリを狙ったり、魚を追いかけて楽しみました。



夏休み 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、今年の夏休みから、一般社団法人ねばのもり(代表理事・杉山泰彦さん)が、根羽村社会福祉協議会から委託を引き継いで、活動をしています。

現在の放課後子ども教室では、子どもたちが自主的に活動内容を考えることを大事にしています。今年の夏休みには、カレー作り体験、ペーパークラフト飛行機作り、レーザークラフト、木工体験、ハッピーマウンテンでの秘密基地作り、ブルーベリー狩り体験、釣り体験、流しそうめん、iPad



を使った自己紹介動画作成、お化け屋敷作りと、盛りだくさんの活動を行いました。ねばのもりのスタッフの方たちが見守りをしてくださっている中、子どもたちは満足して、それぞれの活動を楽しみました。夏休みの良い思い出になったことと思います。

